

京田辺市週休2日交替制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京田辺市が発注する工事において、週休2日交替制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本要領は、建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日交替制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

第3条 週休2日交替制工事を実施する工事は、以下の工事を対象とする。ただし、営繕工事は本要領の対象外とする。

- (1) 緊急性が高く、土曜、日曜日及び祝日に作業が必要な工事
- (2) 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事
- (3) その他、市長が定める工事

(用語の定義)

第4条 本要領における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 土木工事
河川工事、砂防工事、道路工事、公園工事、機械設備工事及びその他これらに類する工事をいう。
- (2) 休日
各技術者及び技能労働者毎に現場(現場事務所含む)で作業していない日をいう。
- (3) 現場着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- (4) 現場終了日
工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
- (5) 後片付け期間
工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。
- (6) 確認対象期間(施工に必要な期間)
現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、以下の日数は確認対象期間から除くものとする。
 - ア 年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季休暇(8月14日～8月16日)
 - イ 工場製作のみの日数
 - ウ 工事事務による不稼働日数
 - エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
 - オ 工事の全面中止日数
 - カ 後片付け期間
- (7) 完全週休2日
確認対象期間内の全ての週で現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数が、週毎の土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)の合計日数以上の水準の状態をいう。
- (8) 月単位の週休2日
確認対象期間内の全ての月で現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数が、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上の水準の状態をいう。
- (9) 通期の週休2日
確認対象期間内の現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいう。休日率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

- 第5条 原則、完全週休2日に取り組むものとし、発注者は入札時に特記仕様書等に週休2日交替制の対象工事であることを明記するものとする。
- 2 発注者は当初発注時点において、本要領に定める確認対象期間から除く日数のほか、交替制による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
 - 3 受注者は契約後、現場に従事する技術者及び技能労働者（ただし、確認対象期間が30日に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする）毎の確認対象期間において、各週で土日と同数以上の休日を確保する休日取得計画がわかる工程を計画し、施工計画書の工程管理表へ反映させるものとする。なお、計画管理表には対象者毎に確認対象期間、作業日数、休日数、休日率を明記するものとする。
 - 4 工事契約後、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。
 - 5 受注者は、週毎の休日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、交替制による週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
 - 6 下請契約内容の変更または、追加の下請契約があった場合、変更施工計画書にて、休日の取得計画がわかる計画工程表を提出するものとする。
 - 7 受注者は、交替制による週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
 - 8 完全週休2日が未達成の見込みとなった場合は、月単位の週休2日または通期の週休2日が達成できるように取り組むものとする。
 - 9 受注者は、完全週休2日を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告することとする。

(休日率の確認)

- 第6条 受注者は、現場終了日から工事完成届を提出する日までに、全ての技術者及び技能労働者の「休日率が確認できる資料」及び休日率等を記載した「工事打合簿」を監督職員に提示することとする。
- 2 前項において、「休日率が確認できる資料」とは、任意様式とし、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録等の記録資料等によるものとする。

(補正方法)

- 第7条 発注者は、提出された資料により休日率の割合等を確認し、本要領に基づき、休日取得の達成状況が完全週休2日を行ったと認められない場合については、精算時に契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に減額変更するものとする。また、月単位の週休2日に満たない場合については、各経費に乗算する補正係数を1.00に減額変更するものとする。

(土木工事における積算方法)

- 第8条 土木工事の補正について、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づく補正係数は別表第1のとおりとする。
- 2 国土交通省土木工事標準積算基準書以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用するものとする。

(工事成績評定)

- 第9条 完全週休2日を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「創意工夫」で加点を行うものとする。
- 2 休日率が21.4%（6日／28日）未満となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が

見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は発注者、監督職員及び受注者が協議を行い、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年9月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和7年4月1日以降かつ令和7年8月30日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和8年4月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和7年9月1日以降かつ令和8年3月31日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

別表第1（第8条関係）
（補正係数）

【土木工事（国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系による積算したものを含む）】

	完全週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	1.00（補正なし）
現場管理費率	1.03	1.02	1.00（補正なし）

注1 労務費の補正対象は公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

注2 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

注3 市場単価・土木工事標準単価、施工パッケージ型積算方式の積算単価等は別添1により定めるものとする。

完全・月単位及び通期の月単位と通期の計算例（交替制）

交替制工事の計算例は以下のとおり。

当該工事に休日を含めた施工に必要な期間が 30 日に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする。
休日が確認できる資料は任意様式であるが、視覚的に見やすいように作成すること。

【完全週休 2 日の交替制】

各技術者・技能労働者が全ての週で週毎の土日の合計日数以上に休日を取得されていれば、完全週休 2 日の現場閉所補正を行う。1 ヶ月でも未達があれば月単位の交替制の達成確認を行う。

会社名	氏名	1週目							2週目							最終週											
		月	火	水	木	金	土	日	休日数	土日数	月	火	水	木	金	土	日	休日数	土日数	月	火	水	木	休日数	土日数		
X社(元請)	A	休	休					2	2	休	休							2	2	休	休					2	0
	B			休	休			2	2			休	休					2	2			休	休			2	0
	C					休	休	2	2					休	休			2	2					休	休	0	0
Y社(下請)	D		休	休				2	2		休	休						2	2		休	休				2	0
	E				休	休		2	2					休	休			2	2				休			1	0
	F					休	休	2	2						休	休		2	2					休	休	0	0
Z社(下請)	G			休	休			2	2			休	休					2	2			休	休			2	0
	H					休	休	2	2					休	休			2	2					休	休	0	0
	I	休					休	2	2	休						休		2	2	休						1	0
備考																											

例) 完全週休 2 日の計算は上記の表のとおり。

⇒全ての技術者等が土日の数以上に休日を取得しているため、達成

(完全週休 2 日が達成していれば月単位を確認する必要はありません。)

【月単位の週休 2 日の交替制】

各技術者・技能労働者が全ての月で月毎の土日の合計日数以上に休日を取得されていれば、月単位の現場閉所補正を行う。1 ヶ月でも未達があれば通期の交替制の達成確認を行う。

会社名	氏名	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	休日小計
X社(元請)	A	休	休						休	休						休	休	6
	B			休	休						休	休						4
	C					休	休						休	休				4
Y社(下請)	D		休	休						休	休						休	5
	E				休	休						休	休					4
	F					休	休							休	休			4
Z社(下請)	G			休	休						休	休						4
	H					休	休						休	休				4
	I	休						休	休						休	休		5
備考																		

会社名	氏名	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	休日小計	休日合計	土日の数	
X社(元請)	A						休	休						休	休		4	10	8	
	B	休	休						休	休						休	5	9	8	
	C			休	休						休	休						4	8	8
Y社(下請)	D	休						休	休						休	休	5	10	8	
	E		休	休						休	休							4	8	8
	F				休	休							休	休				4	8	8
Z社(下請)	G	休	休						休	休						休	5	9	8	
	H			休	休						休	休						4	8	8
	I					休	休					休	休					4	9	8

例) 月単位の計算は上記の表のとおり。

⇒全ての技術者等が土日の数以上に休日を取得しているため、達成

(月単位の週休 2 日が達成していれば通期を確認する必要はありません。)

【通期の週休 2 日の交替制】

会社名	氏名	確認対象期間	休日日数	休日率
X社(元請)	A		300	30.0
	B		300	31.0
Y社(下請)	D		300	28.7
	E		200	30.0
	F		100	30.0

例) 通期の計算は上記の表のとおり。⇒**全ての休日率が 28.5%以上のため、達成**

(休日率は小数点第 2 位を切り捨て)